

新岡山県環境基本計画(改訂版)

エコビジョン 2020

eco
vision

資料編

1 用語集

数字・アルファベット

3R

スリーアールと読む。廃棄物の発生抑制(リデュース、Reduce)、再使用(リユース、Reuse)、再生利用(リサイクル、Recycle)の3つの頭文字をとったもの。平成11年の産業構造審議会において「循環型経済システムの構築に向けて」(循環経済ビジョン)が取りまとめられ、その中で従来のリサイクル対策を拡大して廃棄物の発生抑制や再使用を含んだ3Rの取組を進めていくことが必要であると提言された。これを受け、以後、廃棄物・リサイクル法体系が順次整備された。

6次産業化

農業者等が地域内で生産(1次産業)された新鮮で良質な農林水産物を素材として製品加工(2次産業)することによって付加価値を高め、流通・販売(3次産業)すること。本県では、6次産業化により、農林水産業の総合産業化を図り、農山漁村地域における所得の増大や雇用の場の創出など、地域活性化につながるよう努めている。

BEMS

ビル・エネルギー管理システム(Building and Energy Management System)の略。業務用ビルや工場、地域冷暖房といったエネルギー設備全体の省エネ監視・省エネ制御を自動化・一元化するシステム。これにより建物内のエネルギー使用状況や設備機器の運転状況を一元的に把握し、その時々々の需要予測に基づいた最適な運転計画をすばやく立案、実行でき、きめ細かな監視制御によって、人手をかけることなく、建物全体のエネルギー消費を最小化できる。

BOD

Biochemical Oxygen Demand。生物化学的酸素要求量。水中の有機物を微生物が分解した際に消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多くなると高い数値を示す。

COD

Chemical Oxygen Demand。化学的酸素要求量。水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る指標。有機汚濁物質が多くなると高い数値を示す。湖沼、海域では、植物プランクトンの光合成による酸素の影響等を避けるため、BODではなくCODが用いられる。

COP

条約における締約国会議(Conference of the Parties)。気候変動枠組条約や生物多様性条約などの会議がある。

CSR

Corporate Social Responsibility。持続可能な社会を構築するため、社会を構成する一員である企業は、経済だけでなく、社会、環境、人権、コンプライアンスなど様々なテーマに積極的に取り組み、責任を果たすべきであるという考え方。

ESD

持続可能な開発のための教育(Education for Sustainable Development)の頭文字を取った略称。「我が国における『国連持続可能な開発のための教育の10年』実施計画」では、ESDを「一人ひとりが、世界の人々や将来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革するための教育」と定義している。

EV・PHVタウン

自治体と、地域企業が連携して、次世代自動車の導入や充電インフラの整備、普及啓発にチャレンジし、次世代自動車普及モデルとなる地域として、国(経済産業省)が選定。本県は、平成22年12月に選定されている。

HEMS

家庭用のエネルギー管理システム(Home Energy Management System)の略。住宅内のエネルギー消費機器等をネットワーク化し自動制御等を行うもの。民生部門における省エネルギーと地球温暖化への対策技術として期待されている。

ISO14001

ISO(国際標準化機構、International Organization for Standardization)の環境マネジメントシステム規格。Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検・評価)、Act(改善)といった一連のPDCAサイクルを回すことによって継続的な環境改善を図る。

J(ジュール)

仕事量・熱量・エネルギーの単位。1MJ(メガジュール)は100万ジュール、1GJ(ギガジュール)は10億ジュール。1ワットの電気が1秒間に発生する熱量を1ジュール/秒といい、100ワットの電球を点灯する時間を1日1時間短くすると360kJ、1年では約131MJ節約できることになる。例えば、こまめにテレビ(液晶32V型)

を消し1日の視聴時間を1時間短くするとともに、エアコンの冷房温度を1℃上げ、暖房温度を1℃下げるとともに運転時間をそれぞれ1時間短縮すると、1年間ではエネルギーを約570MJ(0.57GJ)削減できる。((一財)省エネルギーセンター「家庭の省エネ大辞典」より作成)

LED

Light Emitting Diode。発光ダイオード。電圧を加えた際に発光する半導体素子で、電気エネルギーを直接光エネルギーに変換するため、エネルギー効率が高く長寿命という特長がある。

LRT

Light Rail Transit。低床式車両の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性などの面で優れた特徴を有する次世代型路面電車システムのこと。

NPO

Non Profit Organization。日本語では、非営利組織と訳される。ここで非営利とは、対価を得ないという意味ではなく利益を分配しないという意味である。組織は、国または都道府県知事の認証を得て法人格を取得することができる。

PCB

Poly Chlorinated Biphenyl。ポリ塩化ビフェニルの略称。熱分解しにくい、電気絶縁性が高いなどの性質を有することから、電気機器の絶縁油やノンカーボン紙など様々な用途に使用されていたが、昭和43年にPCBの混入した米ぬか油が原因で、西日本を中心に大規模な食中毒事件(カネミ油症事件)が発生し大きな社会問題となるなど、生物の体内に蓄積されて有害な作用を引き起こすことが判明し、昭和49年には製造・輸入が禁止された。無害化処理施設の設置が困難であったことから、PCBを含む製品は廃棄物となった後も各事業者等によって保管されていたが、平成13年に施行されたPCB処理特別措置法に基づき、国主導で全国5か所に処理施設が整備されるなど、PCB廃棄物の適正な処理が進められている。

PRTR

Pollutant Release and Transfer Register。環境汚染物質排出移動登録のこと。人の健康や生態系に有害な恐れのある化学物質について、事業所からの環境(大気、水、土壌)への排出量及び廃棄物として事業所外への移動量を、事業者が自ら把握して届け出るとともに、行政機関がこれらのデータを公表することにより、事業者による有害化学物質の自主的な管理の改善

を促進し、環境影響を防止していく手法。我が国では、平成11年にPRTR制度導入を目的とした「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)が制定され、平成14年4月から本格施行された。

ア行

アースキーパーメンバースhip

地球温暖化防止のための様々な環境負荷低減活動について、県民・事業者が自らの取組目標を定め、実行する会員を募集、登録して、地球温暖化防止活動の普及を図ることを目的に、平成14年9月に岡山県が創設した制度。

愛知目標

平成22(2010)年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された「生物多様性を保全するための戦略計画2011-2020」の中核をなす世界目標。この会議で各国に求められる行動が20にまとめられ、愛知目標(愛知ターゲット)と名付けられた。

アスエコ

県民が誰でも気軽に利用できる環境学習センターとして、公益財団法人岡山県環境保全事業団が岡山市北区下石井に設置している施設の愛称。平成19年6月に開所した。

アスベスト

石綿(イシワタまたはセキメン)ともいわれ、天然に産する鉱物繊維。耐熱性、耐薬品性、絶縁性等の諸特性に優れているため、建設資材、電気製品、自動車、家庭用品等多くの用途で使用されてきた。しかし、平成17年7月以降大手企業から健康被害についての公表がなされ、住民の健康への不安が高まったことから、吹付けアスベストやアスベスト含有保温材・断熱材等の除去について規制が強化されるとともに、平成18年9月から原則全面使用禁止となった。

アダプト

県民・企業・各種団体等が道路や河川などの公共施設を養子(英語でadopt)とみなし、定期的に清掃や緑化活動を行う活動。

硫黄酸化物

石油や石炭など硫黄分を含んだ燃料や原料が燃えることにより発生する二酸化硫黄(SO₂)、三酸化硫黄(SO₃)、

硫酸ミストなどの総称。二酸化硫黄は呼吸器への悪影響があり、ぜんそくなどを引き起こす。また、酸性雨の原因物質となる。このため、環境基本法に基づき環境基準が定められている。また、大気汚染防止法では排出基準を定め、さらに総量規制も実施している。

一級河川

国土保全上又は国民経済上特に重要で、政令で指定した水系に係る河川で、一級河川として政令で指定したものをいう。その综合利用、改修、維持管理等については国土交通大臣の管理下におかれ、国土交通大臣の指定する区間については、所轄の都道府県知事が管理するものである。

一酸化炭素

炭素を含む燃料が不完全燃焼することにより発生し、主な排出源は自動車である。血液中のヘモグロビンと結合する性質が強く、酸素を運搬する機能を阻害するため、頭痛、耳鳴り、吐き気等を引き起こす。濃度が高いと生命が危険となる。

一般廃棄物

家庭から排出される廃棄物など、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

ウォームビズ

暖房時のオフィスの室温を20℃以下にした場合でも、ちょっとした工夫により「暖かく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬の新しいビジネススタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂る、などがその工夫例。

エコアクション21

ISO14001規格をベースとして環境省が策定した、中小事業者、学校などでも取り組みやすい環境マネジメントシステム。

エコタウン

ゼロエミッションを基軸として、環境調和型の地域経済形成の観点から先進的なまちづくりの推進を目的とする制度。

エコツアー

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光の在り方である「エコツーリズム」の考え方を実践するためのツアー。

エコロジカルネットワーク

多様な生態系と野生生物すべてを、厳正な保護地域指

定から緩やかな土地利用誘導まで組み合わせて、地域を複合生態系として保全するための手法の一つ。

岡山エコタウンプラン

「岡山県循環型社会形成推進条例」の実行行動計画となる基本構想であり、先進的な環境と経済が調和したまちづくりを推進するためのプラン。具体的には、水島地域で育成された新技術により、産業廃棄物である建設木くずから高品位炭を製造する環境ビジネスを基軸として、「環境と調和したまちづくり」を推進するもの。全国で20番目のエコタウンプランとして、平成16年3月、経済産業省、環境省の承認を受けた。

岡山県環境審議会

環境基本法に基づいて設置された審議会で、学識経験者及び関係行政機関職員40人以内で構成される。審議会では、県の環境の保全に関して基本的事項を調査審議することとなっている。

岡山県環境保全事業団

岡山県内において環境保全のための各種事業を展開し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として昭和49年に設立された公益財団法人。産業廃棄物最終処分場の設置・運営、各種調査分析、地球温暖化防止活動、コンサルティング事業などを行っている。

岡山県地球温暖化防止行動計画

県内の温室効果ガスの排出量削減目標や、各主体の排出抑制活動への施策など、県としての地球温暖化対策の全体像を明らかにした計画。当初、平成14年に策定したが、計画目標年次の到来を受けて、平成23年10月に、平成32年度までを計画期間とした新たな計画を策定。なお、県自身の事務事業に関する削減計画として、行動計画事務事業編を別途策定している。

おかやま新エネルギービジョン

新エネルギーの普及拡大を地球温暖化防止だけでなく産業振興や地域活性化に結びつけるため県民、市町村、民間企業等の多様な主体の協働による取組を加速することを目的に、全国に先駆け、平成23年3月に策定した計画。

おかやま森づくり県民税

森林の保全を目的とした岡山県独自の環境税制として、平成16年2月、高知県に次いで全国2番目に導入した。個人は年額500円、法人は資本などの規模に応じて年額1,000円～4万円を県民税(均等割)に加算して納める仕組みとなっている。

オゾン層破壊

成層圏のオゾン層が、フロンなどの化学物質によって壊される現象。オゾン層は有害な紫外線を吸収し地球上の生物を守っている。オゾン層破壊が進むと、皮膚がんの増加、農作物への悪影響が考えられている。

温室効果ガス

太陽光により加熱された地表面は赤外線熱放射をするが、大気中には赤外線を吸収する気体があり、地球の温度バランスを保っている。これらの気体を温室効果ガスと呼ぶ。「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質の排出削減目標が定められた。

温泉

温泉法による温泉の定義は、温度が25℃以上あること若しくは一定の成分を1種類以上含有していることとなっている。鉱水、水蒸気、ガスも条件を満たせば温泉である。温泉湧出の目的でボーリングを行う場合等は都道府県知事の許可が必要である。

カ行

カーボンニュートラル

植物は、大気中のCO₂を取り込んで光合成により幹や葉などを作る。そのため、植物由来の燃料(薪、木炭、バイオエタノールなど)を燃やしてCO₂を排出させても、化石燃料と異なり、排出されるCO₂はもともと空気中に存在したものであるため、大気中のCO₂の増減には影響を与えないという考え方。

環境影響評価(環境アセスメント)

事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者自らが環境の構成要素ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、その事業に係る環境の保全のための措置を検討し、その措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価すること。

環境基準

健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められているもの。この基準は、公害防止対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。典型7公害のうち、振動、悪臭及び地盤沈下を除く大気汚染、

水質汚濁、土壌汚染及び騒音の4つについて環境基準が定められている。

環境効率性

経済活動の評価に環境保全における効率性の視点を導入する上での指標となるもの。生産された物や提供されたサービスの量をそれに伴う環境負荷量で割ることにより算出する。

環境定期券

土曜、休日などのマイカー利用の削減とバス利用促進により、市街地中心部の交通渋滞の緩和や排ガスの削減などを図るための通勤定期券所持者への運賃割引制度。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

環境マネジメントシステム

企業等の事業組織が環境法令等の規制基準を遵守するだけでなく、自主的、積極的に環境保全のために行動を計画・実行・評価することであり、(1)環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、(2)これを実行、記録し、(3)その実行状況を点検して、(4)方針等を見直すという一連の手続。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)

Intergovernmental Panel on Climate Change。世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)との協力のもと、昭和63(1988)年に設立された機関。CO₂等の温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化の科学的、社会・経済的評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ広く一般に利用してもらうことを目的としている。平成19(2007)年、気候変動に関する知識の増大、普及等への貢献が評価され、元アメリカ副大統領アル・ゴア氏とともにノーベル平和賞を受賞した。

京都議定書

地球温暖化防止に関する国際的取組を協議するため、平成9(1997)年12月、日本が議長国として京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」において採択され、削減すべき温室効果ガスの種類(CO₂など6種類)、国別の削減数値目標や削減方策等が定められた。

郷土記念物

岡山県自然保護条例に基づいて指定した樹木及び地質鉱物で、県民に親しまれているもの又は由緒あるもの。現在39か所を指定。

クールビズ

冷房時のオフィスの室温を28℃にした場合でも、「涼しく効率的に格好良く働くことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏の新しいビジネススタイルの愛称。「ノーネクタイ・ノー上着」スタイルがその代表。

グリーン・イノベーション

環境・エネルギー分野における革新的な技術開発や生活・社会システムの転換及び新産業の創出により、環境と経済が両立した低炭素社会の構築に貢献するもの。

クリーンエネルギー自動車

経産省主導の補助金制度「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金」において、定義している自動車で、平成24年度は、「電気自動車」、「プラグインハイブリッド車」、「クリーンディーゼル車」が該当する。

グリーン購入

環境への負荷が少ない製品やサービスを優先的に購入すること。平成12年5月に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(通称:グリーン購入法)が成立し、国の諸機関ではグリーン購入が義務付けられている。県においては、岡山県循環型社会形成推進条例に基づき毎年度「岡山県グリーン調達ガイドライン」を策定し、グリーン購入を行っている。

グリーンニューディール

厳密な定義はないが、一般的には、環境分野への投資を通じた景気浮揚策を指すことが多い。我が国においても、平成21年に地域グリーンニューディール基金が創設され、環境問題を解決するための各種施策が実施されている。

クリーンライフ100構想

汚水処理施設整備率100%を目指し、下水処理施設の整備をより一層効率的かつ適正に進めるため、市町村が地域の実情を踏まえて策定した計画を取りまとめた本県における下水処理施設の整備に関する総合的な計画。下水道、集落排水、合併処理浄化槽等の下水処理施設の整備は、この構想に従い実施されている。

景観行政団体

景観法に基づき、景観行政を担う主体となる自治体。政令市、中核市、都道府県は自動的に景観行政団体となり、その他の市町村は、都道府県知事との協議を経て景観行政団体になる。景観行政団体は、景観計画の策定、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定、景観協定の認可等の独自の景観行政を行うことができる。

光化学オキシダント

工場や自動車から排出された**炭化水素***(揮発性有機化合物等)や窒素酸化物が、太陽の強い紫外線的作用を受けて化学反応することにより生成される酸化性物質(オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなど)の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響のほか、農作物などへも影響を与える。光化学オキシダントの発生は気温、風速、日射量などの気象条件の影響を大きく受け、日射が強く気温が高く、風の弱い日の日中に発生しやすい。

※**炭化水素***は資料編の用語集(P.94)をご覧ください。

交通需要マネジメント施策

自動車利用者に時間、経路、交通手段や自動車の利用法の変更を促し、都市や地域レベルでの道路交通混雑の緩和を図る手法のこと。例としては、パーク・アンド・ライド、公共交通機関や自転車等への転換などがある。

国立公園

国立公園に準ずる優れた自然風景地として環境大臣が自然公園法に基づき指定したもの。岡山県内では氷ノ山後山那岐山国立公園(15,024ha)が昭和44年4月に指定された。

国立公園

日本の風景を代表する傑出した自然風景地として環境大臣が自然公園法に基づき指定したもの。岡山県内では瀬戸内海国立公園(4,963ha)が昭和9年3月に、大山隠岐国立公園(6,534ha)が昭和38年4月に指定された。

子どもエコクラブ

幼児(3歳)から高校生が大人のサポーターとともに環境保全について自主的に学び、活動するクラブ。平成22年11月の国の事業仕分けにより、平成23年度から、事業主体が公益財団法人日本環境協会に移行している。

ごみゼロガイドライン

岡山県循環型社会形成条例の規定に基づき、県内で大量に排出される産業廃棄物を循環資源として指定し、排出抑制の目標、事業者が取り組むべき事項、必要な県の施策等を定めた指針。指定した循環資源の排出事業者は、指針に沿った取組を行うよう努めることとされている。現在、「汚泥」、「鉱さい」、「ばいじん」、「燃え殻」及び「廃プラスチック」についてガイドラインを策定している。

サ行

最終処分場

廃棄物は、資源化又は再生利用される場合を除き、最終的には埋立処分される。産業廃棄物の場合は、埋め立

てる産業廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、遮断型処分場、管理型処分場、安定型処分場の三つのタイプに分けられる。

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなど、自然環境から持続的に利用できるエネルギーの総称。

里海

里山と同じように、人々の生活と結びつき、適度な人の力が加わることによって、環境や生物の生産力と多様性が維持されている身近な生活圏内の海のこと。海と人との望ましいつきあいを表す言葉として、最近使用されるようになっていく。

里地・里山

都市地域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。雑木林、水田、畑地、小川といった身近な自然が存在しているばかりでなく、生物多様性の保全の観点からも注目されているが、近年、都市化の進展や過疎化・高齢化等に伴う農業形態の変化等により、その維持が困難になっている。

産業クラスター

クラスターとは、ブドウなどの房のこと。産業クラスターとは、競争力のある産業や技術を核に、関連する様々な業種の企業とこれを支援する機関(大学、研究機関、産業支援機関等)が、ブドウの房のように近接しながら有機的なネットワークを形成し、特定の製品・サービスにおいて競争力のある集団を形成している状態のこと。

産業廃棄物

事業活動に伴って生じたごみのうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など21種類の廃棄物をいう。大量に排出され、また処理に特別な技術を要するものも多い。

指針値

法的な拘束力を持った基準ではなく、環境中の有害物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値。モニタリング結果の評価に当たっての指標や事業者による排出抑制努力の目標としての機能を果たすことが期待される。

自然環境保全地域

自然環境保全法に基づいて、国が、優れた自然環境を維持している地域を自然環境保全地域として指定する場合と、岡山県自然保護条例に基づき、県が指定する場合がある。県自然環境保全地域は、天然林や野生生物の生息

地、湖沼、湿原など優れた自然の地域で10ha以上のもので、現在3地域を指定している。

自然公園

昭和6年に国立公園法が制定され、我が国を代表する優れた自然の風景地の保護と利用を図るため、瀬戸内海国立公園をはじめとする国立公園が指定された。昭和32年からは自然公園法と名称が変わり、現在では国立公園、国定公園、都道府県立自然公園を総称して自然公園と呼んでいる。

自然保護推進員

都市化の進展と自然志向が高まるなかで、適正な自然の保護と正しい自然観など、自然保護思想の普及及び美しい郷土の保全を図るため、昭和56年度から設置している。

自然保護センター

県民の自然への理解を深め、自然の保護についての認識を高めるために平成3年に岡山県が和気郡和気町に設置した施設。自然観察会をはじめとする普及啓発、自然保護に関する人材育成、調査研究などの活動を行っている。

市民共同発電

太陽光発電の設置などに同じ思いを持つ人々が共同で資金を出して、その設備を設置すること。設置などにかかる経費を住民が共同で出資することを基本とした出資賛同の資金調達方法などが活用される。

臭気指数

人の嗅覚を用いて、においの程度を判定する指標。具体的には、においのある空気を、無臭の空気でおおいが感じられなくなるまで希釈した場合の希釈倍数(臭気濃度)をもとにした数値。平成7年の悪臭防止法の改正により、規制手法として制度化された。

循環資源総合情報支援センター

岡山県循環型社会形成推進条例に基づき、広域的な廃棄物(循環資源)の有効利用と適正な処分の確保を図るために必要な業務を行う者として知事が指定した機関。公益財団法人岡山県環境保全事業団を平成16年3月に指定。

小水力発電

水力発電のうち、ダム等に設置された大規模な水力発電ではなく、河川や水路に設置した水車などを用いてタービンを回し発電する小規模な水力発電のこと。通常、設備容量が1,000キロワット以下のものをいう。

新エネルギー

新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法においては、「石油代替エネルギーを製造し、若しくは発生させ、又は利用すること及び電気を変換して得られる動力を利用することのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが石油代替エネルギーの導入を図るため特に必要なものとして政令で定めるもの」を「新エネルギー利用等」と定義しており、具体的には、太陽光、風力、バイオマス、中小規模水力、地熱による発電や太陽光、バイオマス等の熱利用、バイオマス燃料製造などが含まれる。

スーパーエンバイロメントハイスクール

廃棄物のリサイクル技術の研究・開発など環境教育を重点的に行うものとして指定を受けた高等学校。カリキュラムの開発や大学・研究機関との連携についての研究を通じて、環境問題を正しく理解する人材を育成するとともに、環境教育に関する教材を開発する。

ステークホルダー

ステーク(Stake)は利害関係、ホルダー(Holder)は持っている人。つまり、利害関係者の意味であるが、経済用語としては、単に金銭的な利害関係だけでなく、企業活動を行う上で関わるすべての人を指す。

スマートエネルギーシステム

再生可能エネルギー及び蓄電池等を組み合わせたエネルギーシステム。

スマートタウン構想

新エネルギーや電気自動車(EV)を活用して、地域内のエネルギー効率などを高めるスマートなエネルギーシステムの構築など、エネルギーの地産地消による新たな地域づくりを進める構想。

生態系

ある空間に生きている生物(有機物)とそれを取り巻く無機的環境が相互に関係し合っって生命の循環をつくりだしているシステム。ある空間とは地球全体であったり、森林、湖、川などの限られた空間であったりする。

ゼロエミッション

産業から排出されるすべての廃棄物や副産物が他の産業の資源として活用され、全体として廃棄物を生み出さない生産を目指そうと、平成6(1994)年に国連大学が提案した構想。我が国では、廃棄物を出さない地域社会づくりを目指し、このコンセプトを積極的に取り入れる動きが強まり、日本発のオリジナルな運動として位置付けられるようになった。「岡山エコ事業所」の認定を行う際のゼロエ

ミッション事業所は、廃棄物の排出の抑制と循環資源の循環的な利用に積極的に取り組んでいる事業所としている。

戦略的環境アセスメント

政策決定、上位計画決定や事業の意志決定段階、適地選定段階で実施される環境アセスメントのこと。計画熟度が高まった事業の実施段階で行う通常の環境アセスメントよりも環境配慮の視点から柔軟な対応がとりやすいとされている。

ソーシャル・ビジネス

環境や少子高齢化など様々な社会の課題解決に向けて、住民、NPO、企業など、様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組む活動の総称。

タ行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)をまとめてダイオキシン類と呼ぶ。ダイオキシン類は物を燃焼する過程などで非意図的に生成する物質である。毒性については、高濃度の暴露においては、人に対する発がん性があるとされている。環境基準、排出規制、環境調査の実施等がダイオキシン類対策特別措置法により、平成12年1月に定められた。

代替フロン

オゾン層破壊効果の高いフロン(CFCなど特定フロン)の代わりとなる物質の総称。オゾン層破壊性はない、もしくは少ないが、CO₂の100倍から1万倍の温室効果があることから、使用後は適切に回収する必要がある。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

炭化水素

炭素(C)と水素(H)からなる有機化合物の総称。ガソリンも一種の炭化水素。大気中に放出されると光化学オキシダントの原因となるほか、大量に吸入すると急性の神経症状を引き起こすものもある。

窒素酸化物

物が燃える際に、空気中の窒素や物の中に含まれる窒素

分が酸素と結合して発生する物質。発電所や工場のボイラー、自動車エンジンなどで燃料が燃える際に一酸化窒素(NO)が発生し、これがさらに酸化されて二酸化窒素(NO₂)となる。通常、一酸化窒素と二酸化窒素とを合わせて窒素酸化物(NO_x)と呼ぶ。二酸化窒素は、人の健康に影響を与えるだけでなく、太陽光中の紫外線により光化学反応を起こし、光化学オキシダントを生成する。窒素酸化物による大気汚染を防止するため、大気汚染防止法等により対策が進められている。

中山間地域

都市や平地以外の中間農業地域と山間農業地域の総称。農業関係の専門用語で、食料・農業・農村基本法では、「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」と定義されている。

長距離自然歩道

多くの人々が四季を通じて手軽に楽しくかつ安全に国土の優れた風景地等を歩くことにより、沿線の豊かな自然環境や自然景観、さらには歴史や文化に触れ国土や風土を再確認し、併せて自然保護に対する意識を高めることを目的に環境省が計画し、各都道府県が整備したものの。中国自然歩道は、中国5県を一周するもので総延長は約2,200km。

鳥獣保護員

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、都道府県に設置される狩猟取締、鳥獣保護区の管理、鳥獣の生息状況等に関する調査・普及啓発等を行う非常勤職員。

鳥獣保護区

鳥獣の保護繁殖を図るため、鳥獣保護事業計画に基づいて指定する区域。

鳥獣保護センター

傷病鳥獣の保護のため設置されており、傷病鳥獣の治療看護をはじめ、野生鳥獣の取扱いの正しい知識の普及啓発も行っている。池田動物園、県自然保護センター、鶴山公園動物園の3か所に設置されている。

低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量が大幅に少ない自動車のこと。電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などをいう。地球温暖化対策や大気汚染対策の一つとして期待されている。

特定悪臭物質

悪臭防止法に基づいて指定される「不快な臭いの原因となり生活環境を損なうおそれのある物質」で22物質が指定されている。代表的な物質は、アンモニア、硫化水素、トルエンなど。都道府県知事等が指定した地域ではこれらの物質について敷地境界における濃度が規制される。

特定フロン

オゾン層保護のため国際条約により規制の対象となっているフロンのこと。先進国においては平成7(1995)年限りで全廃された。

トリクロロエチレン

ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に用いられるなど洗浄剤・溶剤として優れている反面、環境中に排出されても安定で、地下水汚染の原因物質となっている。大気汚染に係る環境基準は1年平均値が0.2mg/m³以下で、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準は0.03mg/l以下と定められている。

ナ行

内分泌かく乱化学物質

内分泌系に影響を及ぼすことにより、生体に障害や有害な影響を引き起こす外因性の化学物質。

二酸化炭素(CO₂)

炭素を含んだ物質が燃えること等によって発生する気体。近年、石油、石炭などの化石燃料の消費が増加したことから、CO₂排出量も増加している。CO₂は、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの主体であり、各国が協調して排出の抑制に努めることが求められている。

ニューツーリズム

観光地を巡る従来の旅行とは異なり旅行先での人や自然との触れ合い等が重要視された新しいタイプの旅行。具体的には、自然観光資源の保護に配慮しつつ自然とふれあうエコツーリズムや農産漁村地域における滞在型の余暇活動であるグリーン・ツーリズムなどがある。

人形峠環境技術センター

正式名称は、独立行政法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター。昭和32年に原子燃料公社人形峠出張所として開設し、平成13年までウランの採掘、製錬・転換及び濃縮の技術開発を行ってきたが、現在は、使用してきた核燃料施設・設備の廃止措置の技術開発に取り組んでいる。

八行

パーク・アンド・ライド

都市部などの交通渋滞の緩和のため、鉄道駅やバス停に近接した駐車場にマイカーを駐車し、鉄道やバスに乗り換えて目的地に行く方法。交通渋滞の緩和以外にも、自動車排ガスによる大気汚染の軽減やCO₂排出量の削減といった効果が期待できる。

ばい煙発生施設

一定規模以上のボイラー、加熱炉、廃棄物焼却炉など32種類の施設がばい煙発生施設として大気汚染防止法で規定されている。施設の設置に際しては都道府県知事への届出が義務付けられており、SO_x、ばいじんなどの排出基準が設定されている。

バイオエタノール

バイオマスから製造されるエタノール(エチルアルコール)。バイオマスを原料とすることから枯渇しない「再生可能資源」と期待されている。一方、自動車燃料をガソリンからバイオエタノールに切り替えた場合、アルデヒド類やオゾン濃度が増加し光化学オキシダントが問題となるとの報告もある。

バイオガス

家畜の排せつ物や有機性廃棄物(生ごみ等)などの発酵により発生するメタンを主な成分とする可燃性ガス。近年では廃棄物処理の観点だけでなく、化石燃料に替わるエネルギー源としての活用が地球温暖化防止対策に有効であるとして注目されている。

バイオマス

本来は、生物(bio)の量(mass)であり、質量あるいはエネルギー量として生物量を数値化したものの意味であるが、現在ではその概念が拡張されて、動植物由来の資源としての意味で用いられることが多い。後者の意味でのバイオマスは、直接燃焼するほか、発酵により生産したアルコールやメタン、ナタネやユーカリなどから抽出した油成分の燃料としての利用、生分解プラスチック原料や堆肥としての利用などが行われている。

ヒートアイランド現象

都市部の気温がその周辺に比べて異常な高温を示す現象。ビルのコンクリートや道路のアスファルトが太陽熱により暖められること、ビルなどの空調設備から排出される暖気、自動車のエンジンなどから排出される廃熱などが原因と考えられている。

光害(ひかりがい)

良好な「光環境」の形成が、人工光の不適切あるいは配慮に欠けた使用や運用、漏れ光によって阻害されている状況、またはそれによる悪影響をさす。過度な照明は、自動車等の運転や天体観測などの社会活動、水稻等の農作物やウミガメ・鳥類等の野生生物の成育に影響を及ぼす恐れがあるほか、エネルギーの無駄遣いにもなる。

フードマイレージ

食料品の輸送距離。重量×距離で表す。生産地と消費地が近ければフードマイレージは小さくなる。基本的には、食料品は地産地消が望ましいという考えに基づく。

浮遊粒子状物質

代表的な大気汚染物質のひとつ。環境基準では、粒径10μm以下のものと定義している。呼吸器系の各部位へ沈着し、人の健康に影響を及ぼすため、環境基準は、1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下、1時間値が0.20mg/m³以下、と定められている。

ベンゼン

農薬・塗料などの有機溶剤としての使用のほか、自動車排ガスや固定発生源(コークス炉、石油プラント等)から排出される。貧血・血小板減少などの造血機能障害等の毒性が指摘されており、大気環境基準は、年平均値が0.003mg/m³以下であることと定められている。

保安林

森林の持つ水源涵養や山地災害の防止等、公益的機能のうち特に重要な森林について伐採や開発に制限を加える森林のこと。特に水源涵養保安林は、水源地森林を指定し、その流域に降った雨を蓄え、ゆっくりと川に流すことで、安定した川の流れを保ち、洪水や渇水を防止する働きがある。岡山県では水源涵養保安林の面積が最も多く、全体の約70%を占めている。

マ行

マニフェスト

産業廃棄物管理票のこと。排出事業者が産業廃棄物の処理を委託するときに、マニフェストに産業廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入し、業者から業者へ、産業廃棄物とともにマニフェストを渡しながら、委託内容どおりに廃棄物が処理されたことを確認する。これによって、不適正な処理による環境汚染や不法投棄を未然に防ぐことができる。平成10年度からは電子マニフェスト制度が導入され、インターネット上での手続きが可能になった。

見える化

広い意味では「可視化」と同意義であり、問題を目に見える状況にすること。企業活動などで実績等を数値化し業務改善に取り組むことや、家庭などで消費電力を常時表示し省エネに努めるための手段。

メガソーラー

発電出力1,000キロワット(1メガワット)以上の規模を持つ太陽光発電システム。

もったいない

ノーベル平和賞を受賞したケニア環境副大臣ワンガリ・マータイさんは、日本語の「もったいない」という言葉に3Rの精神がこめられていることに深い感銘を受け、国連本部での「国連婦人の地位向上委員会」で行った演説で紹介したことから、全国的に「もったいない」は循環型社会に関するキャンペーンのキーワードとして用いられている。

藻場・干潟

藻場・干潟は、魚介類の成育や海の浄化に極めて重要な役割を果たしている。かつては県内に広大に分布していた藻場・干潟は沿岸開発や水質汚濁により、この半世紀で9割近くが消滅している。

ヤ行

有害大気汚染物質

継続的に摂取されると人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるものであり、現在、ベンゼン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの4物質について環境基準が設定されているほか、**指針値***が設定されるものを含めた健康リスクがある程度高いと考えられる物質(優先取組物質)として23物質が選定されている。

※**指針値***は資料編の用語集(P.93)をご覧ください。

有害物質使用特定施設

水質汚濁防止法に規定する特定施設であって、有害物質を使用、製造又は処理する施設のこと。

有害物質貯蔵指定施設

水質汚濁防止法に規定する有害物質を含む液状のものを貯蔵する施設であって、当該施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがある施設のこと。

ユニバーサルデザイン

「ユニバーサル(すべての、普遍的な)」と「デザイン(計画、設計)」との複合語。「年齢、性別、能力、国籍など個人

の特徴にかかわらず、はじめから、すべての人にとって安全・安心で、利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインする」という幅広い意味で使われる概念。

ラ行

リサイクル関連法

一般に、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法、平成12年4月から完全施行)、「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法、平成13年4月から完全施行)、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法、平成25年4月から施行予定)、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法、平成14年5月から完全施行)、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法、平成13年5月から完全施行)、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法、平成17年1月から完全施行)の6つの法律をいう。

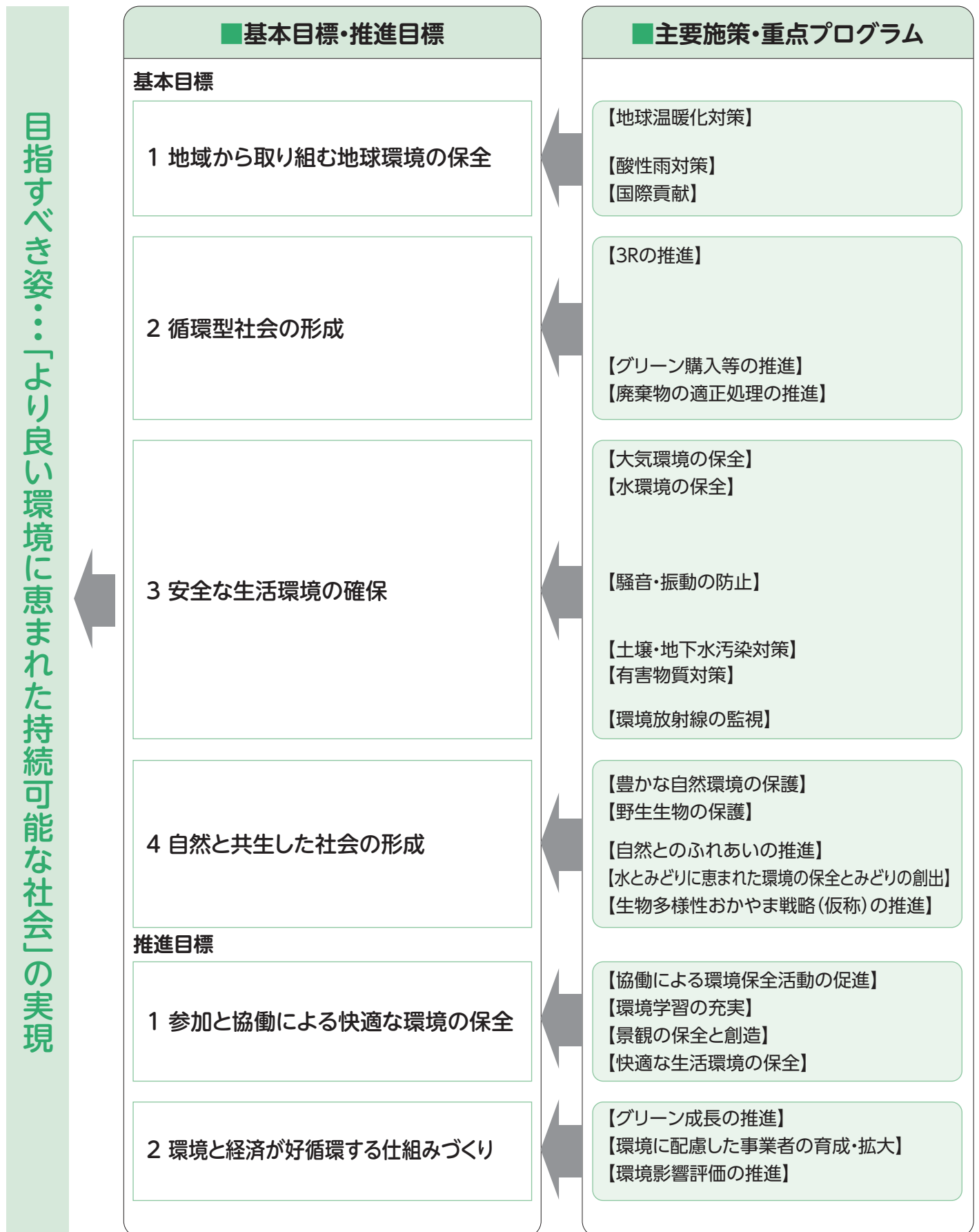
リスクコミュニケーション

我々を取り巻くリスクに関する正確な情報を関係主体間で共有し、相互に意思疎通を図ること。環境分野では、住民、企業、行政が対話(コミュニケーション)を通じてリスクに関する情報を信頼関係の中で共有し、リスクを低減していく試みとして実施されている。

レッドデータブック

絶滅の恐れのある野生動植物種に関するデータ集。昭和41(1966)年に国際自然保護連合が世界的な規模で絶滅の恐れのある野生動物をリストアップしたのが最初である。日本では、平成元年に環境庁が日本版レッド・データ・ブックを発表している。本県では県内の野生生物の現状について、平成10年度から14年度までの5か年計画で調査検討し、14年度末に岡山県版のレッド・データ・ブックを発刊した。さらに、平成21年度末、改訂版となる岡山県版レッドデータブック2009を発刊している。

2 関連する計画等



◆国の法令

地球温暖化対策推進法
新エネルギー法
省エネルギー法
フロン回収・破壊法

循環型社会基本法
廃棄物処理法
資源有効利用促進法
リサイクル関連法
省エネリサイクル支援法

グリーン購入法
PCB処理特別措置法

大気汚染防止法
水質汚濁防止法
瀬戸内海環境保全特別措置法
湖沼水質保全特別措置法
浄化槽法
下水道法
騒音規制法
振動規制法
悪臭防止法
土壌汚染対策法
PRTR法
ダイオキシン類対策特別措置法
公害紛争処理法

自然公園法
自然環境保全法
鳥獣保護法
種の保存法
外来生物法
エコツアー推進法
生物多様性基本法
生物多様性地域連携促進法

環境教育等促進法
景観法

環境影響評価法

◆県の条例・計画等

岡山県地球温暖化防止行動計画(H23~32)
おかやま新エネルギービジョン(H23~32)

岡山県循環型社会形成推進条例
第3次岡山県廃棄物処理計画(H23~27)
新岡山県ごみ処理広域化計画(H19~28)
第6期岡山県分別収集促進計画(H23~27)
岡山エコタウンプラン(H16~)

岡山県PCB廃棄物処理計画(H20~28)

第7次岡山県水質総量削減計画(H23~26)
瀬戸内海の環境の保全に関する岡山県計画(H20~)
岡山県自然海浜保全地区条例
岡山県児島湖環境保全条例
クリーンライフ100構想(H7~)

児島湖に係る第6期湖沼水質保全計画(H23~27)

岡山県環境への負荷の低減に関する条例

第6次岡山・倉敷地域公害防止計画(H23~32)
第8次備後地域公害防止計画(H23~32)

岡山県公害紛争処理条例

岡山県立自然公園条例
岡山県自然保護条例
第11次鳥獣保護事業計画(H24~28)
岡山県希少野生動植物保護条例

岡山県自然保護基本計画(H23~32)
第11次特定鳥獣保護管理計画(H24~28)

自然との共生おかやま戦略(H25~32)

岡山県環境学習の進め方(取組方針)

岡山県景観条例

晴れの国おかやま景観計画(H20~)

岡山県快適な環境の確保に関する条例

岡山県環境影響評価等に関する条例

3 主要施策・重点プログラム一覧

基本目標

① 地域から取り組む地球環境の保全

主要施策	重点プログラム
地球温暖化対策	
新エネルギーの導入促進	
太陽光発電の導入促進	住宅用太陽光発電の導入促進 メガソーラーの誘致促進 野菜・花き栽培など農業分野での新エネルギーの利用拡大
小水力発電の導入促進	小水力発電の導入促進
バイオマスエネルギーの利用拡大	木質バイオマスのエネルギー利用推進 バイオガスを活用したエネルギー利用技術の検討
新エネルギーの普及啓発等	新エネルギーの普及啓発 県民参加による発電施設設置の普及拡大 新エネルギー産業クラスターの形成 スマートタウン構想の推進
省エネルギーの推進	
建築物等の省エネルギー化の促進	民間建築物等の省エネルギー化の推進 県有施設の省エネルギー化の推進 信号灯器のLED化 壁面緑化等の普及促進
産業・事業活動における省エネルギーと温室効果ガス排出抑制の推進	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度による排出抑制 総合特区制度を利用した高効率・省資源型コンビナートの実現
省エネ型ライフスタイル・ビジネススタイルの定着促進	アースキーパーメンバーシップ会員の拡大 クールビズ・ウォームビズ等の推進 エコドライブの推進
省エネ住宅・省エネ型機器等の普及拡大	省エネ住宅の普及拡大 省エネ型機器等の普及拡大
地産地消の推進	
低公害車の導入促進	県公用車への低公害車の率先導入 電気自動車の普及促進
公共交通機関等の利用促進	自動車の利用抑制 バス・電車等の利用促進
交通円滑化の推進	道路整備等の推進 新交通管理システムの整備
フロン類対策	
フロン類対策の推進	フロン類の適正回収の推進
吸収源対策	
森林の保全	公益的機能を高めるための森づくりの推進 県民が育て楽しむ森づくりの推進
都市の緑化推進	
酸性雨対策	
硫黄酸化物・窒素酸化物の排出抑制	
国際貢献	
環境技術協力	環境技術のアジア貢献

② 循環型社会の形成

主要施策	重点プログラム
3Rの推進	
循環型社会に向けた意識の改革	
循環型社会に向けたライフスタイルの変革	「おかやま・もったいない運動」の推進 マイバッグ運動の推進
循環資源情報の提供	循環資源マッチングシステムの利用促進
一般廃棄物の3R	
一般廃棄物の3Rの推進	循環型社会づくりに向けた処理システムの構築 ごみの分別収集の徹底 小型家電リサイクルの推進 リサイクル関連法の周知・徹底
産業廃棄物の3R	
産業廃棄物の発生抑制	排出業者に対する指導・助言 ごみゼロガイドラインの推進
循環資源の利活用推進	3Rに関する広域ネットワークの形成 リサイクル関連法の周知・徹底 公共工事に係る廃棄物の再資源化
岡山エコタウンの推進	
岡山エコタウンプランの推進	循環型社会形成推進モデル事業の推進 岡山エコタウンを生かした環境学習の推進
グリーン購入等の推進	
グリーン購入等の推進	「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づく取組の推進 「岡山県エコ製品」の認定・周知 「岡山エコ事業所」の認定・周知
廃棄物の適正処理の推進	
産業廃棄物の適正処理の推進	処理業者等に対する監視・指導 電子マニフェストの導入促進 PCB廃棄物の計画的な処理の推進 農業用廃プラスチックの適正処理の推進
一般廃棄物の適正処理の推進	廃棄物処理施設の計画的な整備の促進
不法投棄の根絶	不法投棄監視体制の強化 地域美化の推進
広域的な移動に対する対応	

③ 安全な生活環境の確保

主要施策	重点プログラム
大気環境の保全	
自動車公害対策の実施	エコドライブの推進《再掲》
低公害車の導入促進《再掲》	県公用車への低公害車の率先導入《再掲》
	電気自動車の普及促進《再掲》
公共交通機関等の利用促進《再掲》	自動車の利用抑制《再掲》
	バス・電車等の利用促進《再掲》
交通円滑化の推進《再掲》	道路整備等の推進《再掲》
	新交通管理システムの整備《再掲》
大気汚染防止対策の実施	工場・事業場の監視・指導
	大気汚染防止夏期対策の実施
悪臭被害の防止	
水環境の保全	
森林の保全《再掲》	公益的機能を高めるための森づくりの推進《再掲》
	県民が育て楽しむ森づくりの推進《再掲》
河川等の保全対策の推進	生活排水対策の推進
	工場・事業場対策の推進
	環境に配慮した水辺づくり
湖沼水質保全対策の推進	児島湖再生の推進
	児島湖流域下水道事業の推進
	ダム湖の水質対策
瀬戸内海の保全と再生	豊かな自然を育む里海づくり
	自然海浜の保全等
	瀬戸内海の埋立抑制
騒音・振動の防止	
道路交通騒音・振動、航空機騒音、新幹線鉄道騒音・振動対策	道路交通、新幹線鉄道の騒音・振動対策
騒音・振動の規制	騒音に係る環境基準のあてはめ地域の拡大等
土壌・地下水汚染対策	
土壌・地下水汚染の防止	工場・事業場対策の推進
有害物質対策	
有害化学物質による環境汚染の防止	有害大気汚染物質対策の推進
	リスクコミュニケーションの推進
	有害化学物質対策の推進
アスベスト対策の推進	アスベスト対策の推進
環境放射線の監視	
環境放射線の監視	

④ 自然と共生した社会の形成

主要施策	重点プログラム
豊かな自然環境の保護	
自然公園等の保護	自然公園等の適切な利用指導
自然との調和に配慮した事業活動	自然と調和した開発の指導
野生生物の保護	
希少野生動植物の保護	レッドデータブックの充実と活用
	希少野生動植物の保護
野生鳥獣の保護管理	鳥獣保護対策の推進
	特定鳥獣保護管理計画の推進
	狩猟者の確保
移入種等の対策	移入種等に関する普及啓発等の推進
自然とのふれあいの推進	
自然環境学習等の推進	自然環境学習等の推進
自然とのふれあいの場の確保	自然とふれあえる体験の場や機会の充実
	ニューツーリズムの推進
水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出	
水辺環境の保全と創出	
森林の保全《再掲》	公益的機能を高めるための森づくりの推進《再掲》
	県民が育て楽しむ森づくりの推進《再掲》
里地・里山の保全	農地・農業用水等の保全
	都市と農村との交流推進
	環境保全型農業の推進
身近なみどりの創出	都市と近郊のみどりの創出
	緑化推進体制の充実
自然との共生おかやま戦略の推進	
自然との共生おかやま戦略の推進	「おかやま生物多様性支援センター(仮称)」の設置

推進目標

① 参加と協働による快適な環境の保全

主要施策	重点プログラム
協働による環境保全活動の促進	
環境NPO等との協働	環境パートナーシップの形成促進
	ソーシャル・ビジネスの育成支援
	都市と農村との交流推進《再掲》
	アダプト事業の推進
	イベント等のエコ化の推進
県民総参加による取組の推進	アースキーパーメンバーシップ会員の拡大《再掲》
	クールビズ・ウォームビズ等の推進《再掲》
	エコドライブの推進《再掲》
	県民参加による発電施設設置の普及拡大《再掲》
	「おかやま・もったいない運動」の推進《再掲》
	マイバッグ運動の推進《再掲》
環境学習の充実	
実践につながる環境学習の推進	実践的な環境学習の機会の提供
	移動環境学習車の活用
	環境学習エコツアーの実施
	子どもたちの環境活動への支援
	スーパーエンバイロメントハイスクールの指定
	学校内への快適空間の整備
協働の取組等による環境学習の充実	環境学習協働推進広場の活動推進
	環境学習指導者の育成・活用
学校教育における環境教育の推進	教職員に対する環境研修の実施
景観の保全と創造	
県土岡山の景観形成の推進	景観行政団体となる市町村の拡大と連携強化
	瀬戸内海の自然景観の保全
	電線類地中化の推進
快適な生活環境の保全	
落書き防止・消去活動の推進	落書き防止・消去活動等の推進
光害に配慮した屋外照明設備の普及啓発	

② 環境と経済が好循環する仕組みづくり

主要施策	重点プログラム
グリーン成長の推進	
新エネルギーの推進	住宅用太陽光発電の導入促進《再掲》
	メガソーラーの誘致促進《再掲》
	小水力発電の導入促進《再掲》
	木質バイオマスのエネルギー利用推進《再掲》
	バイオガスを活用したエネルギー利用技術の検討《再掲》
	電気自動車の普及と技術開発
	中小企業の新エネルギー設備導入の支援
環境等関連分野の研究開発支援	循環型産業クラスターの形成
	新エネルギー産業クラスターの形成《再掲》
	木質バイオマスの活用推進
リサイクルビジネスの育成	循環型社会形成推進モデル事業の推進《再掲》
	3Rに関する広域ネットワークの形成《再掲》
環境と好循環した農林水産業の振興	環境保全型農業の推進《再掲》
	魅力ある林業の実現
グリーン購入等の推進《再掲》	「岡山県グリーン調達ガイドライン」に基づく取組の推進《再掲》
	「岡山県エコ製品」の認定・周知《再掲》
	「岡山エコ事業所」の認定・周知《再掲》
省エネ住宅・省エネ型機器等の普及拡大《再掲》	省エネ住宅の普及拡大《再掲》
	省エネ型機器等の普及拡大《再掲》
環境に配慮した事業者の育成・拡大	
環境マネジメントシステムの普及拡大	環境マネジメントシステムの普及拡大
CSR(企業の社会的責任)活動の普及	中小企業の環境対策の促進
環境保全のための費用負担意識の普及	
環境影響評価の推進	
環境影響評価の適正な実施	

4 指標一覧

(1) 代表的な指標

基本目標

① 地域から取り組む地球環境の保全

項目	策定時 平成18年度	現況 平成23年度	努力目標 平成32年度	備考
製造品出荷額当たりのエネルギー消費量(GJ/百万円)	77.4 (平成16年度)	63.7 (平成22年度)	61.9 (20%減)	
CO ₂ 換算(kg-CO ₂ /百万円)	4,703 (平成16年度)	3,711 (平成22年度)	3,668 (22%減)	※1
業務その他部門の床面積当たりのエネルギー消費量(MJ/m ²)	962 (平成16年度)	901 (平成22年度)	770 (20%減)	
CO ₂ 換算(kg-CO ₂ /m ²)	134.4 (平成16年度)	147.0 (平成22年度)	112.9 (16%減)	※1
1世帯当たりのエネルギー消費量(GJ)	41.9 (平成16年度)	36.1 (平成22年度)	33.5 (20%減)	
CO ₂ 換算(kg-CO ₂)	5,287 (平成16年度)	5,439 (平成22年度)	4,335 (18%減)	※1
自家用車1台当たりのエネルギー消費量(GJ)	35.9 (平成16年度)	29.8 (平成22年度)	26.9 (25%減)	
CO ₂ 換算(kg-CO ₂)	2,420 (平成16年度)	2,006 (平成22年度)	1,810 (25%減)	※1

② 循環型社会の形成

項目	策定時 平成18年度	現況 平成23年度	努力目標 平成32年度	備考
一般廃棄物の排出抑制・資源化率(%)	90 (平成17年度)	93.1 (平成22年度)	95	※2
産業廃棄物の排出抑制・資源化率(%)	93 (平成17年度)	95 (平成22年度)	95	※2

③ 安全な生活環境の確保

項目	策定時 平成18年度	現況 平成23年度	努力目標 平成32年度	備考
児島湖の水質(COD)(mg/l)	8.0	7.8	6.0	
自動車保有台数に占める低公害車の割合(%)	—	11.4 (平成24年度)	46	

④ 自然と共生した社会の形成

項目	策定時 平成18年度	現況 平成23年度	努力目標 平成32年度	備考
希少野生動植物(条例指定)の保護に取り組む地域数(地域)	4	9	12	改訂前目標:10
自然公園利用者数(万人)	1,234 (平成17年度)	1,189	1,450	

※1 エネルギー(電力、燃料等)ごとに排出量は違い、また、平成32年度に想定するエネルギーの構成は平成16年度とは異なる。このため、エネルギー消費量とそのCO₂換算値の削減割合は、同一とならない。

※2 排出抑制・再資源化率=(1-埋立処分量/平成17年度の排出量)×100

(2) 重点プログラム指標

基本目標

① 地域から取り組む地球環境の保全

項目	現 状 平成23年度	努力目標 平成28年度	役割分担		
			県民	事業者	行政
地球温暖化対策					
新エネルギーの導入促進					
県内に設置された太陽光発電総設備容量(メガワット)	117	340	○	○	○
住宅用太陽光発電設備の普及率(%)	5	10	○		
県内に設置されたメガソーラーの数(箇所)	0	20		○	○
太陽光発電による自動かん水システムを導入した施設の数(箇所)	57	100	○		
小水力発電設備の導入数(件)	7	30	○	○	○
新エネルギー関係セミナーへの参加者数(累計、人)	340	2,000	○	○	○
県民参加による発電施設数(施設)	21	60	○	○	○
新エネルギーを活用したスマートタウンの数(箇所)	0	5	○	○	○
省エネルギーの推進					
県の事務事業から生じる温室効果ガス排出量(t-CO ₂)	81,671	78,640			○
信号灯器のLED化率(%)	40	60			○
製造品出荷額当たりのエネルギー消費量(GJ/百万円)	63.7 (平成22年度)	62.6		○	
業務その他部門の床面積当たりのエネルギー消費量(MJ/m ²)	901 (平成22年度)	822		○	
アースキーパーメンバーシップ会員数(人・事業所)	10,450	12,500	○	○	○
自家用車1台当たりのエネルギー消費量(GJ)	29.8 (平成22年度)	28.6	○	○	○
1世帯当たりのエネルギー消費量(GJ)	36.1 (平成22年度)	34.5	○	○	○
電気自動車の普及台数(台)	605	3,000	○	○	○

② 循環型社会の形成

項目	現 状 平成23年度	努力目標 平成28年度	役割分担		
			県民	事業者	行政
3Rの推進					
循環型社会に向けた意識の改革					
マイバッグ持参率(%)	45.2	70.0	○	○	○
循環資源マッチングシステムによる取引成立件数(累計、件)	94	150		○	○
一般廃棄物の3R					
一人当たりごみの排出量*(g/人・日)	948 (平成22年度)	935	○	○	○
一般廃棄物のリサイクル率(%)	25.7 (平成22年度)	32.7	○	○	○
一般廃棄物の最終処分量(t/日)	148 (平成22年度)	130	○	○	○
10種分別実施市町村数(市町村)	12	14	○	○	○
産業廃棄物の3R					
産業廃棄物の排出量(千t/年)	5,906 (平成22年度)	6,000 (平成27年度)		○	○
産業廃棄物のリサイクル率(%)	39.1 (平成22年度)	39.1 (平成27年度)		○	○
産業廃棄物の最終処分量(千t/年)	348 (平成22年度)	305 (平成27年度)		○	○
廃棄物の適正処理の推進					
電子マニフェストの普及率(%)	27.7 (平成22年度)	40 (平成27年度)		○	○
農業用使用済プラスチックの再生処理(%)	30	40		○	○

*ごみの排出量=収集ごみ量+直接搬入量+集団回収量

③ 安全な生活環境の確保

項 目	現 状 平成23年度	努力目標 平成28年度	役割分担		
			県民	事業者	行政
大気環境の保全					
エコドライブ宣言登録者数(累計、人)	12,374	25,000	○	○	○
主要渋滞箇所数(箇所)	71 (平成24年度)	63			○
信号機の高性能化更新数(基)	243	350			○
光学式車両感知器数(基)	938	1,147			○
工場・事業場の排ガス等基準適合率(%)	94 (平成24年度)	100		○	○
オキシダント情報等メール配信登録者数(人)	5,372	12,000	○	○	○
水環境の保全					
保安林面積(ha)	136,465	137,465			○
汚水処理人口普及率(%)	81	87	○	○	○
工場・事業場の排水基準適合率(%)	92 (平成24年度)	97		○	○
ホテルの生息地箇所数(箇所)	266	320	○	○	○
多自然川づくり等を実施した箇所数(箇所)	3	17	○		○
水質目標値(COD:mg/l)	7.8	7.5 (平成27年度)	○	○	○
合併処理浄化槽の設置基数(基)	26,491	31,061 (平成27年度)	○	○	○
浄化用水の導入量(万m ³ /日)	55	58.9 (平成27年度)			○
ヨシ原の管理面積(千m ² 、累計)	215	315 (平成27年度)			○
里海の整備箇所数(箇所)	2	4	○	○	○
汚濁負荷の削減目標量(t/日)	(平成21年度)	(平成26年度)			
COD	39	38	○	○	○
窒素	40	42	○	○	○
りん	2.3	2.4	○	○	○
環境学習の場としての活用自然海浜数(箇所)	0	3	○		○
有害物質対策					
事業者のリスクコミュニケーションの取組率(%)	8.6	20		○	○

④ 自然と共生した社会の形成

項 目	現 状 平成23年度	努力目標 平成28年度	役割分担		
			県民	事業者	行政
豊かな自然環境の保護					
自然保護推進員数(人)	89	100	○	○	○
野生生物の保護					
希少野生動植物(条例指定)の保護に取り組む地域数(地域)	9	11	○	○	○
狩猟者登録件数(件)	4,288	4,400	○		○
重点的に外来生物の防除に取り組む地域数(地域)	2	3			○
自然とのふれあいの推進					
自然保護センターの利用者数(人)	22,078	30,000	○	○	○
長距離自然歩道の利用者数(万人)	162	190	○	○	○
身近な自然体験プログラムの参加者数(累計、人)	7,504 (平成22年度)	20,000	○	○	○
水とみどりに恵まれた環境の保全とみどりの創出					
少花粉スギ苗木の出荷本数(本)	0	45,000	○	○	○
森づくり活動に取り組む団体数(団体)	73	90	○	○	○
緑の募金総額(万円)	1,658	2,000	○	○	○

推進目標

① 参加と協働による快適な環境の保全

項目	現 状 平成23年度	努力目標 平成28年度	役割分担		
			県民	事業者	行政
協働による環境保全活動の促進					
おかやまアダプト参加者数(人)	42,902	50,000	○	○	○
環境学習の充実					
環境学習出前講座の協働実施回数(回)	183	220	○	○	○
環境学習エコツアー参加者数(累計、人)	28,169	48,000	○	○	○
「木の快適空間」の整備校(校)	13	15 (平成25年度)	○		○
景観の保全と創造					
景観行政団体の数(市町村)	6	10			○
快適な生活環境の保全					
落書き防止重点取組地区指定地区数(累計、地区)	2	12	○		○

② 環境と経済が好循環する仕組みづくり

項目	現 状 平成23年度	努力目標 平成28年度	役割分担		
			県民	事業者	行政
グリーン成長の推進					
循環型産業クラスターで開発された製品の数(件)	9	13		○	○
環境保全型農業直接支払交付金の対象活動を実施した農地面積(ha)	92	220		○	○
再生品使用促進指針の指定品目数(品目)	189	206	○	○	○
岡山県エコ製品の認定品目数(品目)	423	425	○	○	○
巡回エコ製品等普及展示会参加者数(人)	5,310	5,000	○	○	○
岡山エコ事業所の認定件数(件)	277	300	○	○	○

5 県民意見等の概要

(1) 県民等意識調査

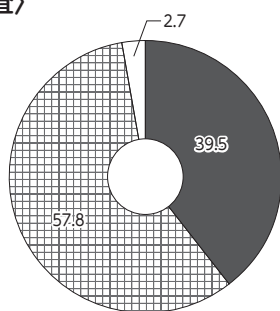
環境保全の各分野に関する県民や事業所の意識や行動の実態を把握することにより、新岡山県環境基本計画改訂の基礎資料とするため、環境に関する県民等意識調査を行った。

調査方法等

	県民調査	事業所調査
調査地域	岡山県全域	
調査対象	20歳以上の県内住居者	従業員数30人以上の県内の事業所
対象数	2,500人	500事業所
有効回答数(率)	1,342(53.7%)	236(47.2%)
調査方法	往復郵送方式	
調査期間	平成24年6月	

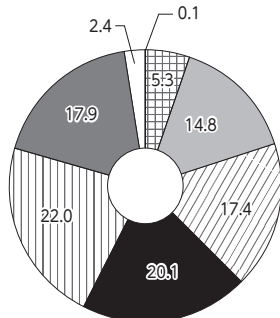
〈県民調査〉

①性別



凡例
 ■ 男性
 ▨ 女性
 □ 無回答
 (%)

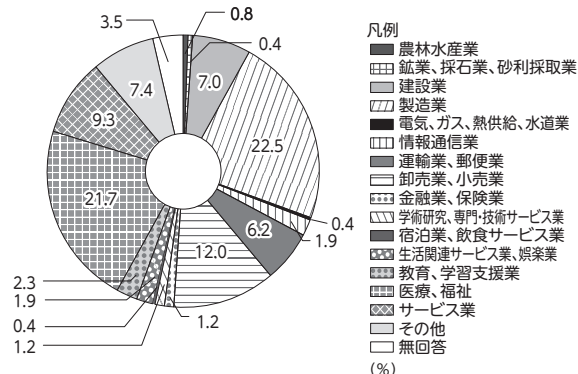
②年齢



凡例
 ■ 20歳未満
 ▨ 20~29歳
 ▩ 30~39歳
 ▪ 40~49歳
 ▫ 50~59歳
 ▬ 60~69歳
 ▮ 70歳以上
 □ 無回答
 (%)

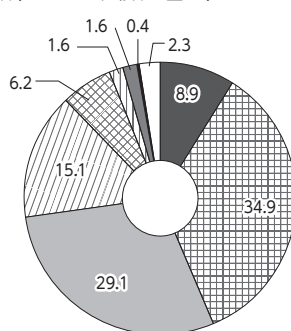
〈事業所調査〉

①業種



凡例
 ■ 農林水産業
 ▨ 鉱業、採石業、砂利採取業
 ▩ 建設業
 ▪ 製造業
 ▫ 電気、ガス、熱供給、水道業
 ▬ 情報通信業
 ▮ 運輸業、郵便業
 ▭ 卸売業、小売業
 ▯ 金融業、保険業
 ▰ 学術研究、専門・技術サービス業
 ▱ 宿泊業、飲食サービス業
 ▲ 生活関連サービス業、娯楽業
 △ 教育、学習支援業
 ▴ 医療、福祉
 ▵ サービス業
 ▶ その他
 □ 無回答
 (%)

②従業員数(パートの人数を含む)

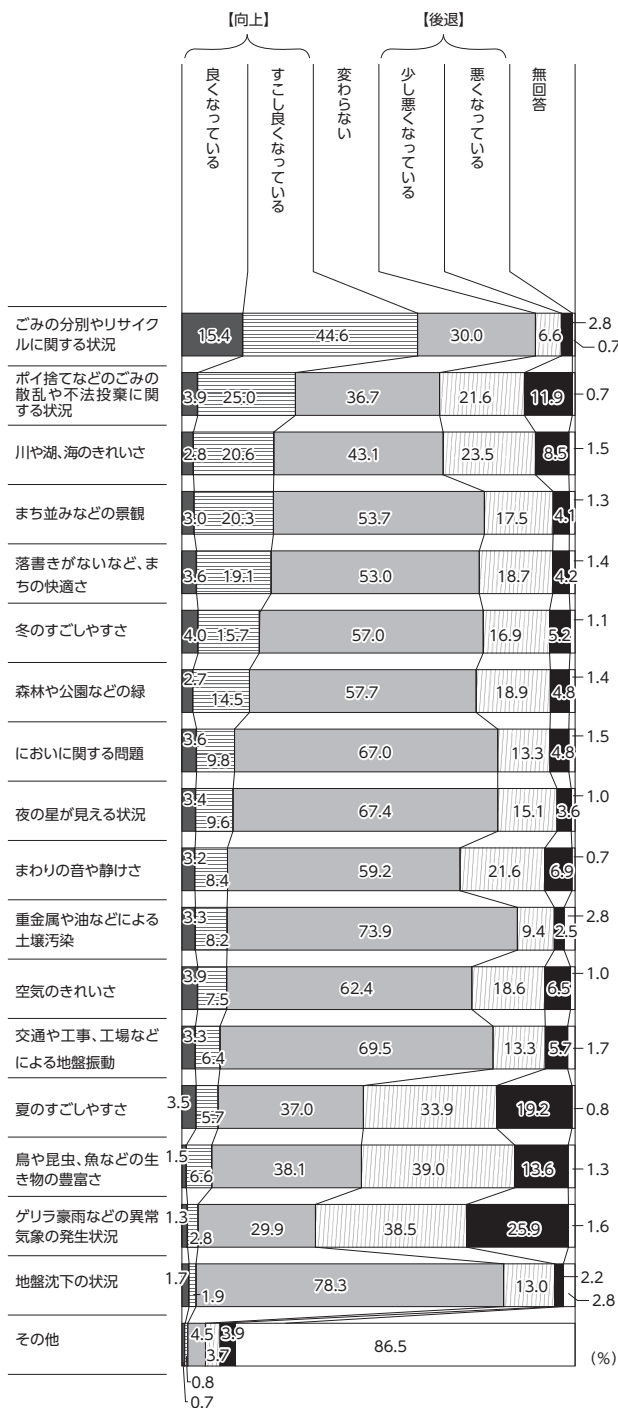


凡例
 ■ 29人以下
 ▨ 30~49人
 ▩ 50~99人
 ▪ 100~199人
 ▫ 200~299人
 ▬ 300~499人
 ▭ 500~999人
 ▮ 1,000人以上
 □ 無回答
 (%)

県民調査結果

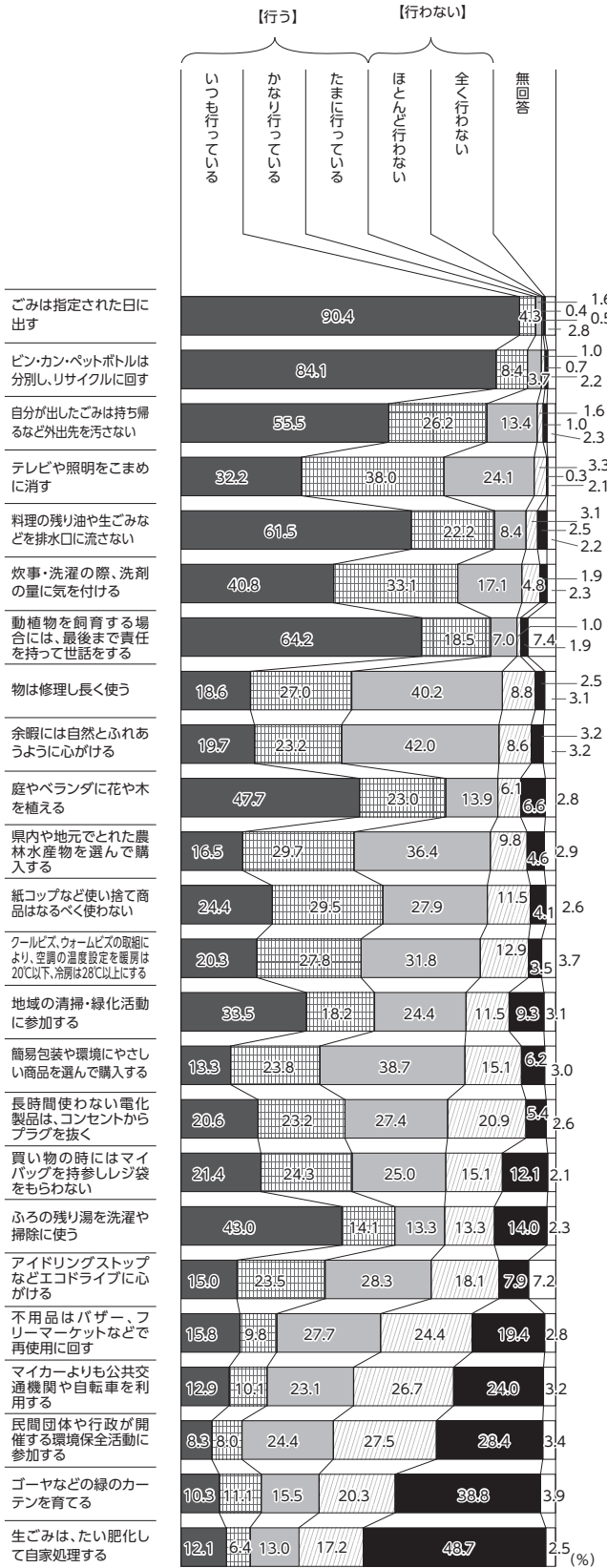
【身近な環境の状況】

あなたは、近年、身近な環境の状況についてどのような実感をお持ちですか？



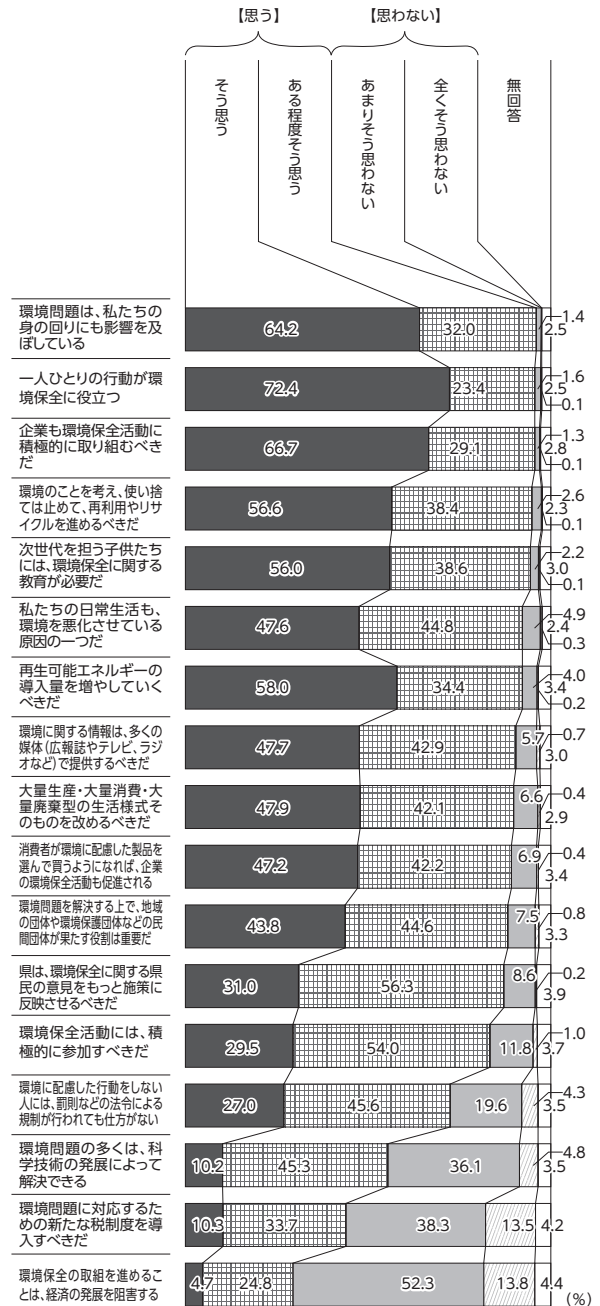
【日頃の行動】

あなた(及びあなたの家族)は日ごろ、次のような行動をどの程度行っていますか?



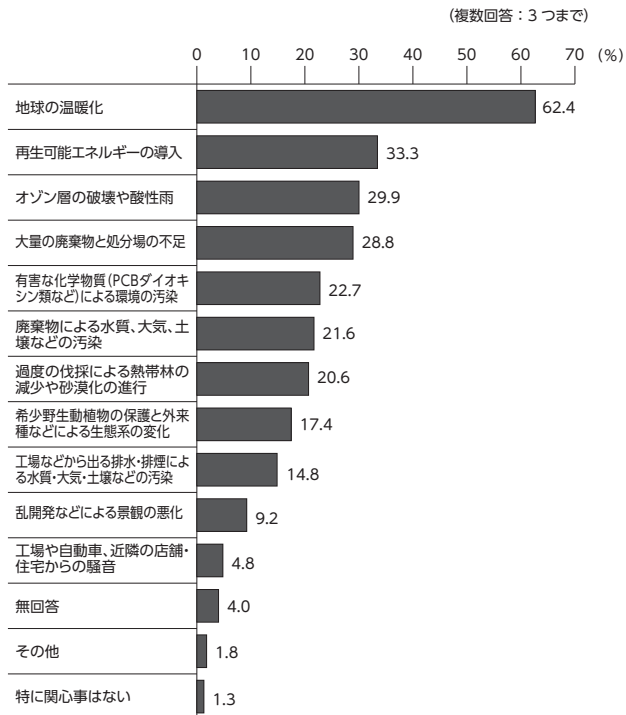
【環境問題に対する考え方】

環境問題に対して、次のような考えや意見があります。各項目について、あなたの考えや意見に最も近いものはどれですか?



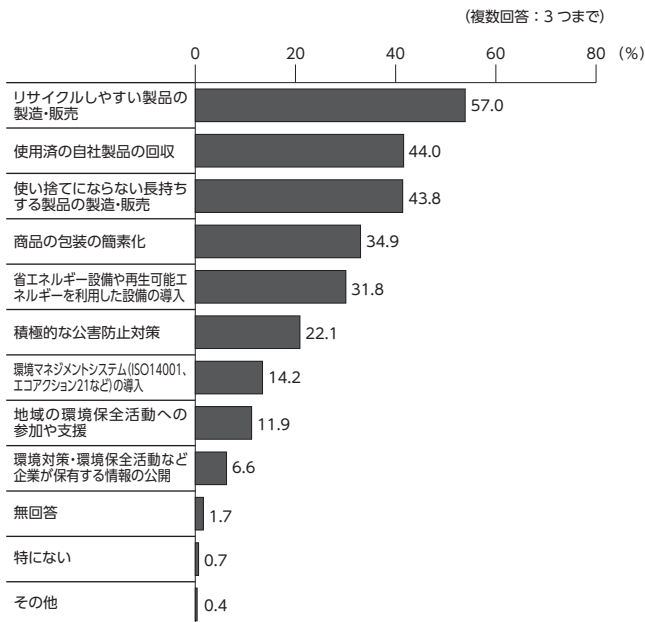
【関心のある環境問題】

あなたが、次にあげる環境問題で、関心があるものはどれですか？



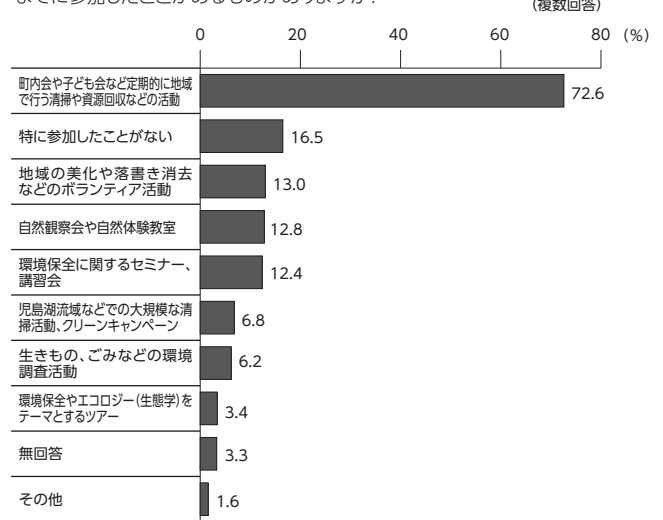
【環境保全活動を進めるために、企業に望むこと】

あなたは、環境保全を進めるために、企業にどのようなことを望みますか？



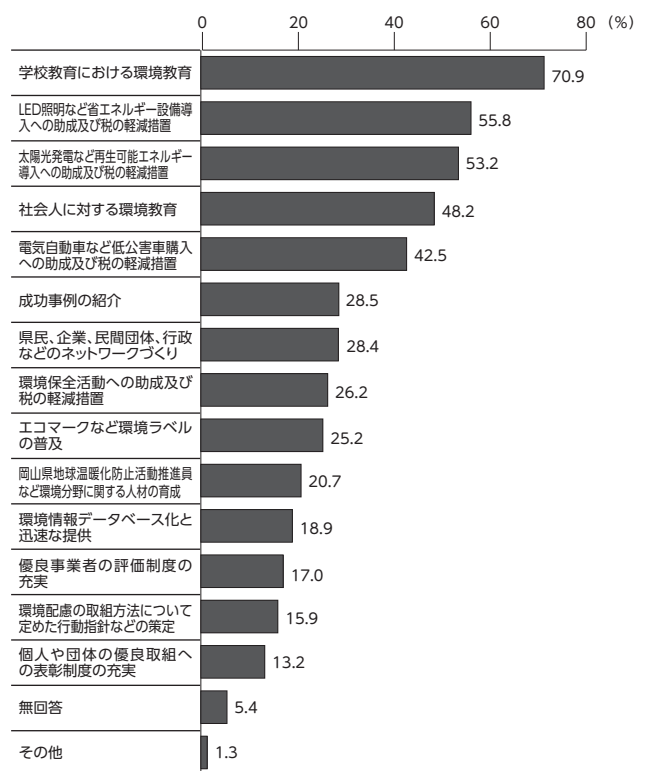
【環境保全に関する学習会や活動への参加状況】

次のような環境保全に関する学習の場や活動がありますが、あなたは、これまでに参加したことがあるものがありますか？



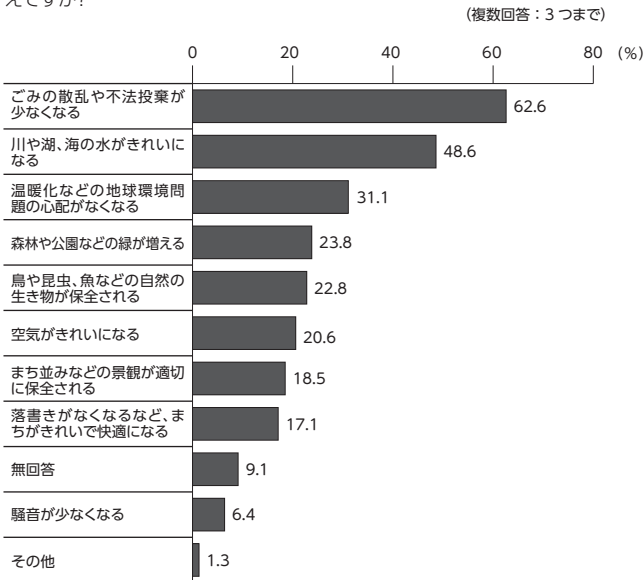
【環境配慮への取組を推進するために、行政に期待すること】

一人ひとりの自主的な環境配慮への取組を推進していくためには、行政に対してどのようなことを期待しますか？



【2020年頃の環境のあるべき姿】

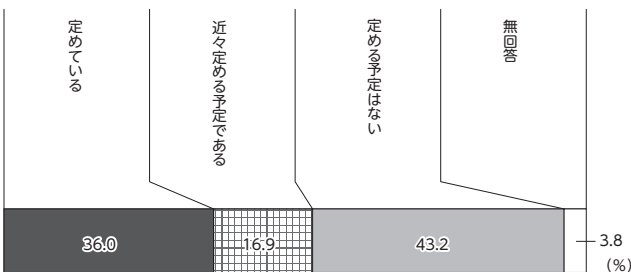
岡山県では、2020年度を目標に環境基本計画を策定し、各種施策に取り組んでいますが、あなたは、2020年頃の県の環境はどのようにあるべきだとお考えですか？



事業所調査

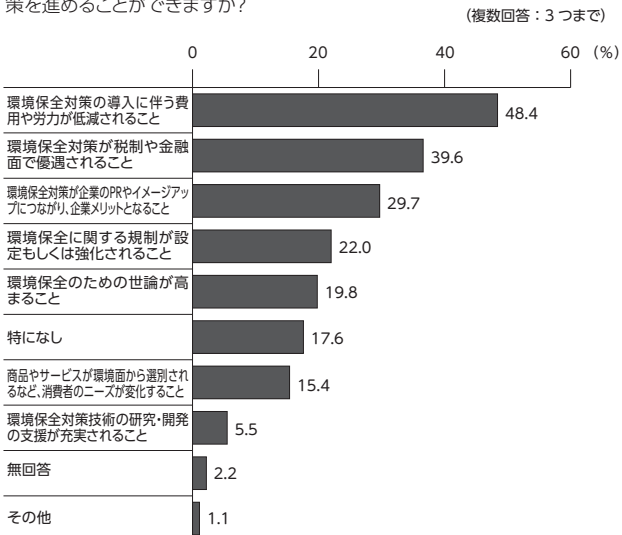
【経営方針における環境保全】

貴事業所では、経営方針の中に環境保全に関する項目を定めていますか？



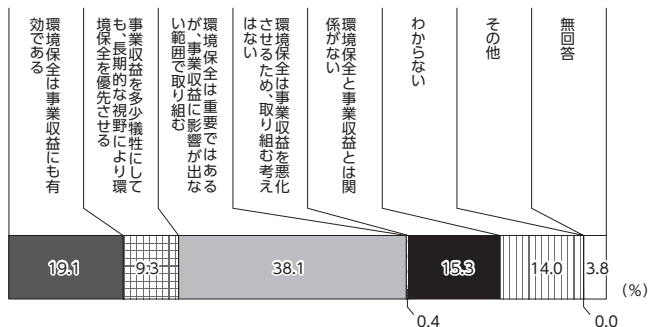
【環境保全対策を進めるための条件】

貴事業所にとって、どのような条件が整えば、現在より積極的に環境保全対策を進めることができますか？



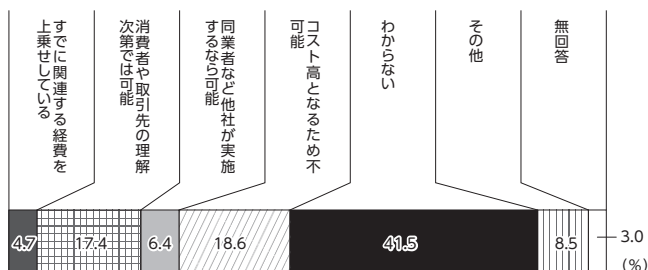
【環境保全への取組と事業収益との関係】

環境保全への取組と事業収益との関係について、どのようにお考えですか？



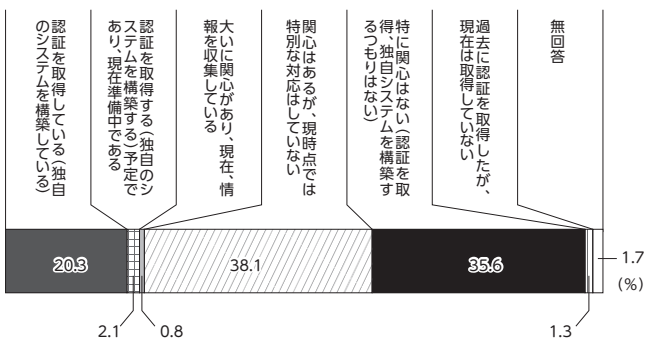
【環境保全対策の価格への反映】

貴事業所の製品やサービスの価格に、環境保全対策上の経費やリサイクルに要する経費などを含めて販売することは可能ですか？



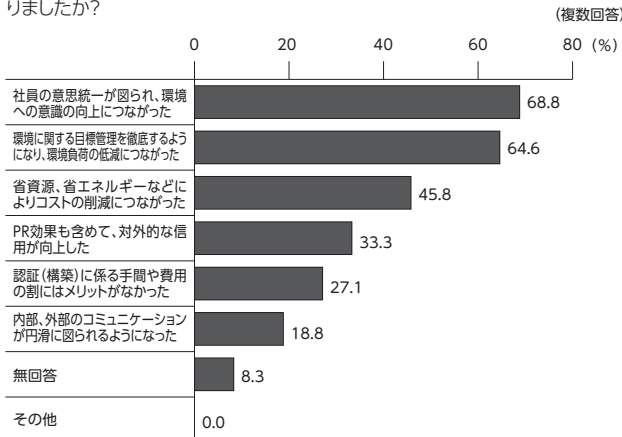
【環境マネジメントシステムの取組状況】

環境マネジメントシステム(ISO14001やエコアクション21など)について、貴事業所はどのように取り組まれていますか？



【環境マネジメントシステムの効果】

貴事業所では、認証の取得(独自システムの構築)によりどのような効果がありましたか？



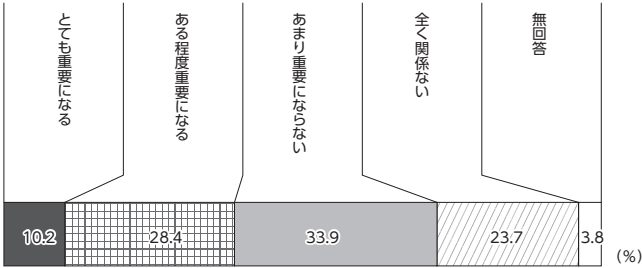
【企業活動と環境保全の関係】

貴事業所では、次にあげる環境への配慮に関する項目について、どれにあてはまりますか？



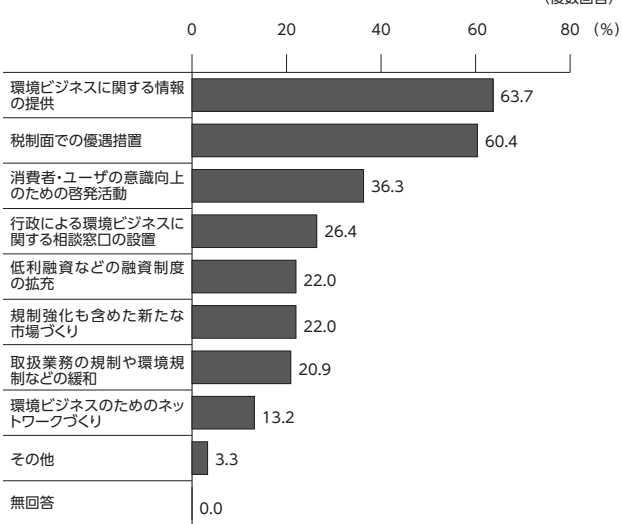
【環境ビジネスの重要性】

環境ビジネスは、真事業所の今後の経営にとって重要なものになるとお考えですか？



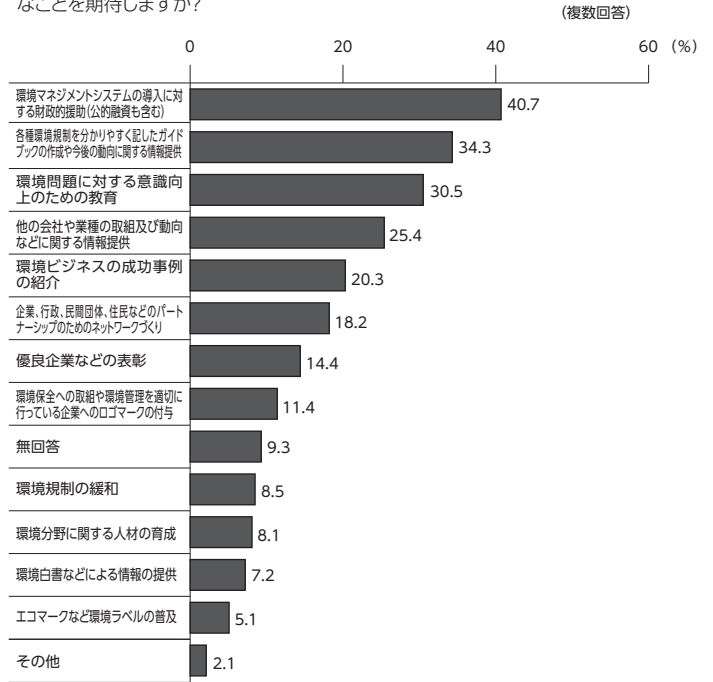
【環境ビジネスの進展のために行政に望むこと】

今後、真事業所での環境ビジネスの進展のために行政にどのようなことを望みますか？



【環境保全への取組を推進するために、行政に期待すること】

事業所の自主的な環境保全への取組を推進していくために、行政にどのようなことを期待しますか？



(2) 県民の意見を聞く会、パブリック・コメント

新岡山県環境基本計画の見直しに当たり、次により県民意見の反映に努めました。

- 1 現行の計画の進捗状況等を示し県民の意見を聞く会を開催しました。
- 2 見直し素案を公表し、おかやま県民提案制度(パブリック・コメント)を実施しました。

実施時期

◎県民意見を聞く会等(計6回)

平成24年8月2日～8月29日

◎パブリック・コメント

平成24年11月15日～12月14日

意見聴取・受付数等

◎県民意見を聞く会等	256件
◎パブリック・コメント	12件
	268件(延べ109名)

分野別の意見件数(※横断的な意見は、それぞれで計上)

① 計画全体(計画の構成・考え方等)	23件
② 基本目標1 地域から取り組む地球環境の保全	70件
③ 基本目標2 循環型社会の形成	46件
④ 基本目標3 安全な生活環境の確保	71件
⑤ 基本目標4 自然と共生した社会の形成	56件
⑥ 推進目標1 参加と協働による快適な環境の保全	57件
⑦ 推進目標2 環境と経済が好循環する仕組みづくり	28件
⑧ 推進体制等(点検・評価方法等を含む)	10件

主な意見

① 計画全体(計画の構成・考え方等)

- ・環境問題だけでなく、経済・社会・文化などを含めてトータルの社会のビジョンを作り、より横断的・立体的・有機的な計画にしたい。
- ・環境問題は広く、総花的なものより特化した取組を盛り込んで欲しい。市町村の計画と連動させて欲しい。
- ・中国山地・吉備高原など4つのエリアと合わせて、三大河川エリアをクロスして表現して欲しい。
- ・目標は、全国順位など将来の本県がどうなるかわかりやすく示すことが重要だ。

② 基本目標1 地域から取り組む地球環境の保全

- ・公的施設にこそ太陽光発電を設置すべきだ。
- ・食物やエネルギーの地産地消が環境や経済に好循環をもたらす地域活性化にも結びつく。モデル地区の指定などができないか。
- ・エコドライブは、ディーラーやガソリンスタンドでの啓発、あるいは

は免許の更新時の講習会などでさらなる普及促進ができないか。

- ・駐輪スペースの設置やノーマイカーデー割引などにより、自転車や公共交通機関の利用を一層促進すべきではないか。
- ・県内は水力発電の適地が多く、既存設備の更新でもかなりのエネルギーを得られるのではないか。
- ・電気自動車の充電スタンドの整備を進め、コンビニ等に設置(売電)できるような仕組みづくりが必要ではないか。
- ・温室効果ガス排出量の公表では、全国展開している企業については、企業全体の取組についても考慮して欲しい。
- ・地球温暖化対策における新エネルギーの導入はますます重要になってきている。「太陽光発電」「小水力発電」「バイオマス」の記載しかないが、その他に風力発電や潮位発電も推進していくべきだ。
- ・太陽熱利用も大切な自然エネルギーだ。ぜひ明確に言葉を入れて導入を促して欲しい。
- ・持続可能な社会のためには、自然・新エネルギーを促進すべきで、耕作放棄地の棚田を活用してはどうか。
- ・森づくり、荒れた森林の再生を進めるべきだ。植樹、間伐、育成は、企業・学校・地域で対応するシステムを構築してはどうか。CO₂吸収、雇用拡大と連携する事業の創造にもつながる。

③ 基本目標2 循環型社会の形成

- ・「排出抑制・資源化率」の算出過程が不明瞭で理解しづらい。
- ・生ゴミの減量化が問題で、リサイクル(堆肥化)について継続可能なシステムづくりが必要だ。
- ・ノーレジ袋デーの取組により事業者の意識も変わったので、是非運動は続けて欲しい。
- ・導入が遅れている中小企業への電子manifestoの促進が必要だ。
- ・目標の定量化などにより循環資源マッチングシステムの利用促進を図って欲しい。
- ・一般廃棄物の分別方法の統一化を図ってはどうか。
- ・ごみのポイ捨てが後を絶たず、大人のマナーが悪い。
- ・3Rの推進については、なぜ「3R」なのか。最近では、リフューズを含んだ4Rや、さらにはリペアー、レンタルなどを付け加えた6Rもあり、それらの推進も検討してはどうか。

④ 基本目標3 安全な生活環境の確保

- ・光化学オキシダントについて、海外からの移流などの要因もあり大気中濃度が増加傾向にある。しっかりと対応した上で、海外とも連携していくべきだ。
- ・瀬戸内海の水質環境保全対策は十分でない。県民全員がそのすばらしさを知って保全に取り組むべきだ。
- ・水質汚濁負荷の主要な発生源は、家庭からの生活排水であることを広報し、各家庭でできることを考え実行する環境を整えたい。
- ・児島湖のCOD値を改善するメリットを良く分かるように示すべきである。
- ・都市部こそ用水路など水際の植栽が重要だ。

- ・農業は肥料を多く与えるもので余分な肥料は河川に流れる。施肥技術指導を広めることが環境保全にも重要だ。
- ・水に困っている地域の話を知ると、岡山県は本当に水に恵まれた県だと感じる。今後も安心して岡山県で暮らしていけるよう、引き続き取り組んで欲しい。

⑤ 基本目標4 自然と共生した社会の形成

- ・身近に自然にふれあえる観察施設等を市町村が計画的に設置できるよう県の支援が必要だ。
- ・里山の保全が必要で、その面積を目標に掲げ取り組んでどうか。
- ・自然とふれ合い、ストレス解消の場ともなる森林の利用を呼びかけて欲しい。
- ・イノシシの農林被害は依然として大きい、シカも増えている。
- ・移入種の防除に重点的に取り組んでいる地域があることを知らなかった。もっと公にして、他の地域にも広まっていけばよい。努力目標をもう少し増やしてみてもどうか。

⑥ 推進目標1 参加と協働による快適な環境の保全

- ・環境教育の基盤整備のため、環境NPO、NGOが継続的に活動できるような支援体制を確立することが必要だ。
- ・子どものころからの環境教育が必要で、公教育を補う意味でも、県で統一した人材のマッチング制度があればさらに取組が進むのではないかと。
- ・個人の家も景色の一部で公共物であるという意識を持ち、街並み群を保全する施策に積極的に取り組んで欲しい。

⑦ 推進目標2 環境と経済が好循環する仕組みづくり

- ・企業経営にとってメリットのある環境経営の普及を官民挙げて推進すべきだ。
- ・国際貢献に関して、水島企業やNPO等との連携による具体的な施策を検討してはどうか。
- ・環境マネジメントシステムの導入にあたり、補助金ではなくコンサルティングや説明会の開催などによる支援を考えて欲しい。
- ・環境ビジネスについては、経済にどのように結びついたか、成果を明らかにすることが必要だ。

⑧ 推進体制等(点検・評価方法等を含む)

- ・県の取組が県民にわかりやすく、目に出来るような仕組みを考えて欲しい。明確な数値で示す体制を構築してもらいたい。
- ・関係団体等が集まり、それぞれの役割が確認できる機会を設けて欲しい。
- ・計画の進捗状況説明や、行政との意見交換が行える場を、定期的に設けて欲しい。
- ・重点目標を設定して終わりではなく、目標をいかに達成していくかを行政、NPO、市民等が真剣に知恵を出し合い、実現していく場が必要と思う。

※ _____ は、パブリック・コメントでいただいた意見

6 岡山県環境基本条例

平成八年十月一日
岡山県条例第三十号

目次

第一章 総則(第一条—第八条)
第二章 環境の保全に関する基本的施策
第一節 施策の策定等に係る指針(第九条)
第二節 岡山県環境基本計画(第十条)
第三節 県が講ずる環境の保全のための施策等 (第十一条—第二十二条)
第四節 地球環境保全及び国際協力の推進 (第二十三条・第二十四条)
第三章 岡山県環境審議会への提言(第二十五条—第二十七条)
第四章 雑則(第二十八条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、本県の恵まれた環境が県民共有の財産であることにかんがみ、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。第九条第一号及び第十三条第四項において同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全は、県民の健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を実現し、健全で恵み豊かな環境を将来の世代へ継承する責任を果たすことを旨として、行われなければならない。

2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動により、人と自然との共生が確保されるとともに持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべてのものの参加の下に行われなければならない。

3 地球環境保全(人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。第二十三条において同じ。)は、人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保す

る上での課題であることにかんがみ、積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、市町村が実施する環境の保全に関する施策について支援又は協力するように努めなければならない。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市町村は、基本理念にのっとり、県が実施する環境の保全に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努め、その保有する環境への負荷に関する情報を広く提供するとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

第七条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(岡山県環境白書)

第八条 知事は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策等を明らかにした岡山県環境白書を作成し、公表しなければならない。

第二章 環境の保全に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針

第九条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

第二節 岡山県環境基本計画

第十条 知事は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岡山県環境基本計画(以下この条において「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、県民、事業者及び市町村の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三条第一項の規定による岡山県環境審議会(第二十五条及び第二十七条において「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
(平二〇条例一・一部改正)

第三節 県が講ずる環境の保全のための施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十一条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷の低減に資する措置その他の環境の保全のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第十二条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、環境影響評価に関する手続等の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

- 第十三条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。
- 2 県は、自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。
- 3 県は、採取、損傷その他の行為であって、保護することが必要な自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、そ

の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

- 4 前三項に定めるもののほか、県は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(誘導的措置)

第十四条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この条において「負荷活動」という。)を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導するため、必要かつ適正な経済的な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 県は、負荷活動を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷を低減させることとなるよう誘導するため、その負荷活動を行う者に適正かつ公平な経済的な負担を課する措置について調査及び研究を行い、その結果、その措置が必要である場合には、そのために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第十五条 県は、環境の保全に関する公共施設及び公共施設の整備を図るために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、県は、河川、湖沼等の水質の浄化その他の環境の保全に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(快適な環境の創造)

第十六条 県は、快適な環境を創造するため、優れた自然景観の形成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の推進)

第十七条 県は、環境への負荷の低減を図るため、市町村、事業者及び県民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第十八条 県は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により、事業者及び県民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第十九条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(次条において「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十条 県は、第十八条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人その他の団体の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第二十一条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及び適正に

実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全に関する事項について、必要な調査及び研究を行うものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十二條 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

第四節 地球環境保全及び国際協力の推進

(地球環境保全の推進)

第二十三條 県は、すべての日常生活及び事業活動において地球環境保全が積極的に推進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

(国際協力の推進)

第二十四條 県は、環境の保全に関する技術の移転、研修の実施、情報提供等により、国際協力の推進に努めるものとする。

第三章 岡山県環境審議会への提言

(平二〇条例一・改称)

(環境の保全に関する提言)

第二十五條 県民参加の下に環境の保全を図るため、次に掲げるものは、審議会に対して、知事その他の県の執行機関及び公営企業管理者(以下この条及び第二十七條において「知事等」という。)の施策について、環境の保全に関する提言を行うことができる。

- 一 県内に住所を有する者
- 二 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- 三 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- 四 県内に存する学校に在学する者
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事等の施策に利害関係を有するもの

(平二〇条例一・一部改正)

(適用除外)

第二十六條 次に掲げる事項に関する提言については、前条の規定は、適用しない。

- 一 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
- 二 裁判所で係争中の事項又は行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)に基づき不服申立てを行っている事項
- 三 公害紛争処理法(昭和三十五年法律第百八号)に基づきあっせん、調停、仲裁又は裁定の申請を行っている事項
- 四 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十五条第一項の規定により監査の請求を行っている事項又は同法第二百四十二条第一項の規定により住民監査請求を行っている事項
- 五 地方自治法第二百二十四条の規定により岡山県議会に請願を行っている事項
- 六 その他法令(告示を含む。)の規定により意見の申立て等の手続を行っている事項

(提言及び調査審議の手続)

第二十七條 第二十五條の規定による提言は、その趣旨及び理由その他規則で定める事項を記載した書面により行わなければならない。

2 審議会は、提言の内容が環境の保全に関するものと認められな

いこと等により提言についての調査審議を行わないこととしたときは、提言を行ったもの(以下この条において「提言者」という。)に対し、速やかに、書面によりその旨を通知しなければならない。

- 3 前項の通知には、理由を付さなければならない。
- 4 審議会は、提言についての調査審議を行うこととしたときは、その旨を知事等に通知しなければならない。
- 5 審議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、知事等若しくは提言者に対し説明若しくは必要な資料の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。
- 6 審議会は、調査審議の結果、必要があると認めるときは、知事等に対し、施策の是正その他の措置を講ずべき旨の意見書を提出することができる。
- 7 知事等は、前項の意見書の提出を受けたときは、これを尊重しなければならない。
- 8 審議会は、提言者に対し、速やかに、書面により調査審議の結果を通知しなければならない。
- 9 審議会は、毎年、提言及び調査審議の状況を公表しなければならない。

(平二〇条例一・一部改正)

第四章 雑則

(規則への委任)

第二十八條 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。
- (関係条例の一部改正)
- 2 岡山県附属機関条例の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則(平成二〇年条例第一号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。